

韓国知的財産ニュース 2016年5月後期

(No. 319)

発行年月日：2016年6月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、5月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、企業の出願経験を共有する国際出願説明会を開催 (2016.5.16)
- 2-2 特許庁、2016年全国巡回特許制度統合説明会を開催 (2016.5.16)
- 2-3 特許庁、「海外進出中小企業知的財産支援事業説明会」を開催 (2016.5.17)
- 2-4 国際知識財産研修院、知的財産教育の拡大に向け関係機関と業務協力 (2016.5.24)
- 2-5 特許庁、2016知的財産国際カンファランスを開催 (2016.5.25)
- 2-6 特許庁、自動車産業 IP 協議会を発足 (2016.5.26)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 中国ファーウェイ、サムスン電子に特許訴訟を提起 (2016.5.25)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 バッテリー関連デザイン出願が大幅増加 (2016.5.16)
- 4-2 中東諸国による韓国内商標出願が急増 (2016.5.18)
- 4-3 関税庁、並行輸入時に通関標識を付着できる商標を拡大 (2016.5.27)

その他一般

- 5-1 自動車分野の出願動向 (2016.5.23)
- 5-2 世界は今、営業秘密流出と戦争中 (2016.5.24)
- 5-3 スマートフォンのスタンドに関する出願動向 (2016.5.26)
- 5-4 リチウム二次電池の正極活物質に関する研究開発が活発 (2016.5.30)
- 5-5 電気レンジに関する特許出願が増加 (2016.5.30)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、企業の出願経験を共有する国際出願説明会を開催

韓国特許庁(2016.5.16.)

特許庁は、PCT・マドリッド・ハーグ国際出願経験が多い企業が同制度を効果的に利用した事例や戦略等を紹介する説明会を5月17日(火)午後2時、中小企業中央会のサンアム DMC タワーで開催する。

今回の説明会では、企業の知財権担当者がこれまでの実務経験を基に PCT 国際出願制度・マドリッド国際出願制度を利用した出願事例や同制度の利用効果、戦略等について詳しく説明する予定だ。

具体的に PCT・マドリッド・ハーグ国際出願経験が豊富な企業(LG 化学、現代自動車)が保有している PCT 国際出願戦略とのマドリッド・ハーグ国際出願制度の利用経験が紹介される。これらの企業はここ数年多出願企業として位置づけられてきたという点で、これまでの様々な経験と多様な事例が示されると期待される。

さらに、同説明会では知的財産権を獲得するための出願段階のテーマに留まらず、権利取得後の知財権管理に関する内容をも取り上げ、国内企業(LG 生活健康)が経験した海外での商標権紛争及び対応事例も紹介される予定だ。

特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は「国際貿易の増加や韓流の拡散等に支えられ、韓国企業の海外進出が活発になることによって、海外での知的財産権の取得及び管理の重要性がますます増大している。今回の説明会を通じて PCT 国際出願とマドリッド国際

出願が多い企業の出願経験や戦略を多くの企業が共有することは、これから企業が海外で知的財産権を獲得及び管理するのに役立つものと期待される」と述べた。

2-2 特許庁、2016年全国巡回特許制度統合説明会を開催

韓国特許庁(2016.5.16.)

特許庁は、5月の「発明の月」を迎え、特許制度統合説明会を開催する。今回の説明会では、特許庁の担当者が大田、ソウル、光州、大邱、釜山を順次訪れ、特許制度に関する様々な意見を聴取し、現場で国民から問い合わせにも対応する予定だ。

同説明会は、最近改正された特許制度(商標・デザイン制度を含む)を紹介し、企業の負担軽減のための特許無効制度の見直しを議論するために設けられた。

説明会では、まず特許取消申請制度、特許権移転請求制度等、特許法の改正内容について紹介し、商標の定義及び不使用取消審判制度の整備等、商標法の改正内容、デザイン権回復要件の緩和等、デザイン保護法の改正内容を説明した後、特許無効制度の構造的特徴や外国の制度運営の現況等、特許無効制度の改善に向けて議論を行う。

今回の説明会には、発明家や出願人、代理人等、特許制度に関心のある人なら誰でも参加できる。説明会は、大田広域市庁(5月18日2時)、韓国知識財産センター(5月26日14時)、光州テクノパーク(6月1日14時)、大邱商工会議所(6月8日14時)、釜山南部地域(6月16日14時)でそれぞれ開催され、現場で資料を配布する計画だ。

特許庁のチャン・ワンホ特許審査企画局長は「今回の説明会を通じて国民が特許制度をよく理解し、普段抱いていた疑問が解消できる良い機会になることを期待する」と述べた。

2-3 特許庁、「海外進出中小企業知的財産支援事業説明会」を開催

韓国特許庁(2016.5.17.)

特許庁と中小企業中央会は5月16日(月)午後2時、韓国知識財産保護協会、韓国知識財産戦略院、インテレクトチュアル・ディスカバリー(ID)社とともに、中小企業中央会

(ソウル汝矣島)で「海外進出中小企業知的財産支援事業説明会」を開催した。

〈 説明会概要 〉

- (日時/場所) 2016. 5. 16(月)14:00~15:40 / 中小企業中央会 2階第1大会議室
- (参加者) 特許庁担当者、関係機関及び中小企業関係者等 100人余り
- (主要内容)①海外進出予定のある中小企業の知的財産紛争予防及び対応策(ID社)
 - ②国際知的財産権紛争予防コンサルティング支援事業(知識財産保護院)
 - ③知的財産活用ネットワーク(IP-Plug)事業(知識財産戦略院)
 - ④質疑応答

今回の説明会は、輸出を準備している中小企業を対象に、海外特許紛争に備える方策や支援事業、中小企業の特許競争力強化のために必要な特許の発掘、取引及び活用策を説明するために用意された。

最近、海外のライバル社との特許紛争や韓流地域における商標権の無断先取りによる被害等が頻発しており、特許紛争は中小企業の輸出の障害となっている。

最初に発表したID社のパク・スンフン部長は「輸出前に必ず特許紛争問題を確認しなければならず、内部で確保できなかった特許を外部で購入したり、特許プールを活用する戦略も必要だ」と話した。

韓国知識財産保護院では、輸出地域の紛争危険に関する調査分析や警告状への対応・交渉・訴訟戦略等を提供する「国際知的財産権紛争予防コンサルティング支援事業」について説明し、現地における輸出関連苦情を相談した。

一方、中小企業が実際の事業に必要な特許を探す際に優秀特許の発掘、契約及び交渉、そして事業化に必要な予算の確保等、事業化に成功するまで多くの困難を訴えていることを受け、韓国知識財産戦略院では知的財産の需要者・供給者・仲介者・投資者らが相互協力できる知的財産活用ネットワーク支援事業を紹介した。

特許庁のキム・ジョンギョン産業財産活用課長は「海外進出を希望する中小企業が必要とする特許取引を支援して、中小企業の特許競争力を強化させることに努力する考えだ」と述べた。

2-4 国際知識財産研修院、知的財産教育の拡大に向け関係機関と業務協力

韓国特許庁(2016.5.24.)

韓国特許庁国際知識財産研修院は、国家生涯教育振興院及び韓国発明振興会と知的財産人材養成及び韓国型オンライン公開講座 (K-MOOC)*の活性化に向けた業務協力協定を5月24日(火)午前11時に国家生涯教育振興院にて締結した。

* K-MOOC(韓国型オンライン公開講座)とは、オンラインを通じて誰でもどこでも希望する講座を無料で受講できる国家生涯教育振興院のオンライン公開講座サービスである。

既存の知的財産教育は、国家知的財産教育ポータル、単位銀行制度等のオンラインサイトを中心に運営されてきたが、国家生涯教育振興院の K-MOOC のような一般知識を広範囲に提供するプログラムに参加することによって、一般国民らがより容易に特許等の知的財産知識を習得できる機会を提供する予定だ。

これにより、国際知識財産研修院は、韓国発明振興会とともに国民に知的財産及び発明教育を簡単に受講できるよう K-MOOC を通じてオンラインコンテンツを持続的に提供する方針だ。

今回の協定により3つの機関は、▲知的財産人材の養成及び K-MOOC の活性化に向けた知的財産関連コンテンツの共同開発及び活用、▲知的財産生涯教育拡大のための単位銀行制度等の教育プログラムの開発及び諮問、▲教育人的ネットワークの共有及びオンラインコンテンツ等の教育資源の共同活用、▲推進事業及びイベントに対する広報と支援等に相互協力を行うことにした。

特許庁のパク・スンキ国際知識財産研修院長は、「知的財産教育と生涯教育の連携により国民の関心を高め、知的財産人材を養成するに当たりシナジー効果を発揮できることを期待される。今後も多様な形式の知的財産教育コンテンツを開発して、知的財産教育の拡大に努力したい」と述べた。

韓国特許庁は5月25日(水)午前10時、ソウル市のリッツカールトンホテルにて、ウォン・ヘヨン議員(大韓民国 IP ハブ国家共同推進委員長)、イ・デギョン特許法院長、チェ・ドンギョ特許庁長、設楽隆一日本知的財産高等裁判所長、マイケル・キム米国特許庁審判長をはじめとする日米韓の知的財産の主要関係者300人余りが参加した中、2016 知的財産国際カンファレンスを開催した。

今度のカンファレンスは「特許審判・訴訟の調和と協力」をテーマに、最近国内で話題となっている特許無効審判・訴訟制度に関連する韓国・米国・日本の動向と運営事例を共有することで合理的な制度改善策を模索するために開かれた。

特許無効審判・訴訟制度における主な問題は、「当該特許は無効」という主張を裏付ける「証拠(主に先行特許文献)の提出時期」である。米国や日本等の主要国は、証拠の提出時期を審判段階に制限し、裁判所が特許審判院の技術的判断を反映することを原則としている。日本は、1976年最高裁判所の判決を通じて特許審判院にすべての証拠を提出するようにし、裁判所段階での新たな証拠提出は制限した。米国も2012年の特許法改正により、当事者系特許無効審判(IPR)を導入して特許審判院にすべての証拠を提出するとし、韓国の特許法院に当たる連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は明白な誤りがない限り、審判院の技術的判断を尊重する。審判院の決定がCAFCで破棄される割合は5%に過ぎない。IPRの導入により米国企業の訴訟費用と期間は大きく減った。

米国、日本とは違って韓国は、審判段階で提出しなかった新しい無効証拠を、裁判所段階で自由に提出可能という点が問題として指摘されている。セッション1の韓国側の発表者として出席した特許庁のリュ・ドンヒョン審判政策課長は「このような構造的特徴により特許無効紛争が審判で整理されず訴訟につながり、紛争が長期化するだけでなく、紛争解決に対する予測可能性が低価して不服訴訟の提起率も高くなる」と指摘した。

* 審判院の有効判断が裁判所で覆された割合:(韓国)68.1%(2014) vs. (日)22.7%(2013)

** 不服訴訟提起率(2015):有効審決 60.7% vs 無効審決 31.8%(全体の審決 14.1%)

リュ課長は、韓国の特許無効審判・訴訟制度の改善策として、すべての無効証拠を審

判の段階で提出するようにし、裁判所段階での新たな証拠提出は例外的に許容する一方で、新たな証拠が発見された場合には重複審判を許容する案を提示した。

一方、基調演説を行った日本知的財産高等裁判の設楽隆一所長は、日本の知的財産訴訟の現状、裁判外紛争解決手段として「和解」制度、特許紛争のグローバル化と関連し「サムスンとアップルとのフォーラム・ショッピング」及び「国際的交流活動」の事例を紹介した。

この他にセッション1では、米国特許庁のマイケル・キム審判長、日本特許庁の山下崇審判課長が各国の特許無効審判制度について紹介し、セッション2では、日本知的財産高等裁判所の高部眞規子部長判事、米国特許庁のエイミー・ネルソン訟務遂行官、韓国特許法院のチャン・ヒョンジン判事が各国の特許無効訴訟の争点、判例及び審理基準を紹介した。

チェ・ドンギョ庁長は「世界的に特許紛争が増加しているが、韓国企業の負担軽減のため、紛争を迅速かつ合理的に解決する特許争訟制度を整えることが重要である。今回のカンファレンスが特許無効審判・訴訟制度の正しい改善策を見出し、特許庁と特許法院が調和と協力を強化する契機になることを期待する」と強調した。

2-6 特許庁、自動車産業 IP 協議会を発足

韓国特許庁(2016. 5. 26.)

近年、自動車技術のパラダイムが「エコ」や「高安全」へと変化しており、機械中心から自律走行等 IT や環境に優しい新技術等が融合した未来型自動車が注目を浴びている。このような環境変化を受けたサムスンやグーグル等 IT 企業が自動車市場に参入することから、従来の自動車メーカーと IT 等の他産業間の中核技術を先取りするための競争が激化し、パテントトロールである NPE による特許攻撃の主な標的も IT 企業中心から自動車メーカーに次第に広がっている状況だ。

こうしたことを踏まえると、国内自動車産業には、未来型自動車分野の先端技術及び特許の確保、先制的な特許紛争対応戦略の策定等による知的産権競争力の強化が切に求められる。

このような認識の下、特許庁は5月27日(金)午後2時に特許庁のソウル事務所の大会議室にて、国内自動車産業の特許競争力強化に向け、完成車、主要部品メーカー、学界、研究界や業種団体専門家50人余り参加する懇談会を開催して「自動車産業 IP 協議会」を発足させ、官民の特許協力のための疎通の場を設ける予定だ。

この日発足される協議会は、現代自動車や主要部品メーカー、学界、研究界、関連機関及び弁理士等民間専門家と特許庁の自動車関連専門審査官で構成されるが、他の完成車メーカーや中小部品メーカーにまでその参加対象を次第に拡大していく予定だ。

同協議会は、今後定期的な交流の場を設け、自動車分野の先端新技術の開発方向を模索し、IPの懸案情報や知識を共有する産・学・研・官の協力の窓口としての役割を担うことになる。また、特許庁は、国内の企業が特許紛争に予め対応するための特許戦略の整備を支援し、特許インフラが弱い中小部品メーカーを対象にした特許コンサルティング等、IPに対する認識向上に向けた取り組みも展開する計画だ。

同日、協議会の発足とともに同じ場所で▲未来の自動車の安全基準に連動した標準化戦略、▲最近中国の自動車関連訴訟及び知的財産権の動向をテーマにしたセミナーも開催される予定であり、協議会に参加する専門家の知識を特許出願の審査に活用する公衆審査の推進方向についても議論する予定だ。

特許庁のイ・サン Chol 特許審査2局長は「未来型自動車産業は、国の未来成長エンジンの柱となり、今後市場の先取りに向けた国家間、企業間の技術競争や特許紛争が激化すると見られる。協議会の発足をきっかけに、自動車産業に競争力を持つIPの生態系が構築されるよう特許庁や企業、専門家らが持続的に協力していくことを期待する」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 中国ファーウェイ、サムスン電子に特許訴訟を提起

デジタルタイムズ(2016.5.25.)

サムスン電子を狙った中国ファーウェイの4世代(G)移動通信関連特許訴訟は、変わ

った中国企業のステータスを示す「隔世の感」の事件だという分析が出ている。これまで「代表的な偽物」というイメージを持っており、特許訴訟の対象となってきた中国企業がサムスンの「特許狙撃手」として登場し、訴訟の背景や今後の見通しに関心が集まっている。今後、サムスンがクアルコムやノキア等に年間約2兆ウォン(推定値)に上る特許料を支払っているように、中国のファーウェイにも莫大な特許料を支払わなければならない状況に追い込まれかねないという危機感も出ている。

今回の特許訴訟におけるファーウェイの本音は、これまで世界のスマートフォン市場で足を引っ張っていた「チャイナディスカウント」を解消するための戦略的布石だという解釈が出ている。中国製品は「低価格模倣品」というイメージが固まっていたために持続的な販売量の増加にもかかわらず、ファーウェイはプレミアムスマートフォン市場では、なかなか力を発揮できなかった。実際ファーウェイの2016年第1四半期のスマートフォン出荷量が2,800万台を記録し、前年同期比62%増加したが、プレミアムスマートフォンの出荷割合は、全体の30%台に留まっている。サムスン電子が60%、アップルが90%を超えるプレミアムフォン販売割合を見せているのとは対照的だ。

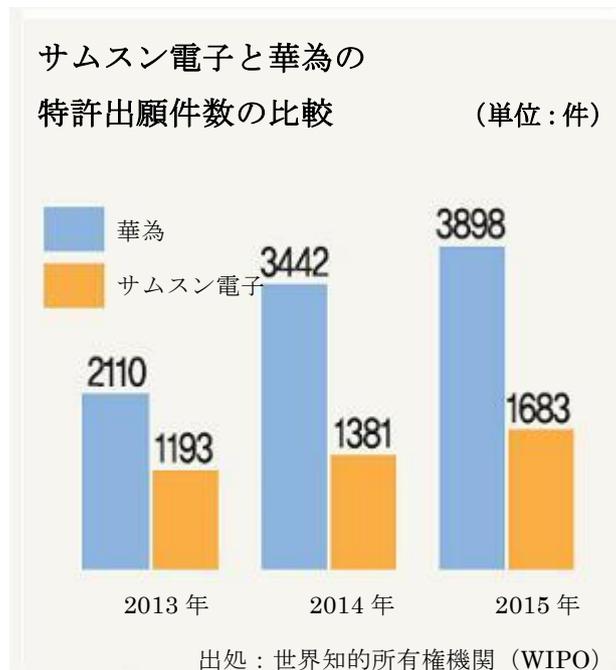
ファーウェイは、今回のサムスン特許訴訟の結果に関係なく「世界1位のスマートフォン企業のサムスンに特許料を要求するほど、技術力に優れた企業」というイメージの改善効果を得られるという点を狙ったものと分析される。

今回の訴訟のもう一つの目的は、サムスンとの「特許共有」(クロスライセンス)のためのものであるという見方もある。サムスン、アップルに続き、世界のスマートフォン3位となったファーウェイが、サムスン、アップルの両社との格差を縮めるためには、技術特許の共有が必要となる。ファーウェイは、アップルをはじめ、クアルコム、エリクソンやノキア等とすでに特許共有契約を結んだが、サムスン電子とはまだ協約を結んでいない。

サムスンを相手取って特許訴訟という強い「カード」を先に出して、特許共有に向けた交渉を有利に進めようとする目的があるというのだ。これは、同日にファーウェイが発表した声明書からも本音を読み取れる。ファーウェイ側は「我々は、業界のプレーヤーらが協力しなければならないと思い、すでに複数の企業とクロスライセンスを結んだ。ファーウェイがサムスンとともに業界をリードすることができることを期待する」と明らかにした。ウィリアム・プラマーファーウェイの副社長も、あるメディアとのインタ

ビューで「我々は、交渉を通じたライセンス関連紛争の解決を強く望む」と話した。

このようなファーウェイの訴訟の意図は別として、中国通信企業の技術力の成長は、単純な脅威のレベルを超え、近いうちに韓国企業を圧倒する勢いだ。すでにファーウェイの特許出願件数は世界1位の水準となっている。世界知的所有権機関(WIPO)によると、ファーウェイは、2013年世界企業別特許出願件数で3位(2,110件)を記録したのに続き、2014年(3,443件)と2015年(3,898件)2年連続1位を記録した。一方、サムスン電子は、昨年特許出願件数1,683件と4位を記録した。2013年(1,193件)13位、2014年(1381件)11位より順位が着実に上昇しているが、特許出願件数はファーウェイの半分水準だ。



ファーウェイが技術力を急速に向上できたのは、研究開発(R&D)に対する莫大な投資にある。ファーウェイは、昨年R&D投資費用として売上全体の15%に上る91億8,000万ドル(約10兆8,600億ウォン)を投入した。R&D人材も従業員全体(17万人)の47%である8万人に達している。

これに対し、サムスン電子のR&D投資費は、むしろ減少している。昨年、サムスンのR&D投資費は14兆8,488億ウォンで、前年より3%減少した。売上全体に占める割合も7.4%に留まっている。従業員全体に占めるR&D人材の割合は約22%だ。

業界の関係者は「近いうちに5世代移動通信時代が本格的に始まると、サムスンが中

国企業にも特許費用を払わなければならない状況が来るかも知れない。人的、物的攻勢により急速に追いかけている中国企業に対応するための対策作りが急務となった」と話した。

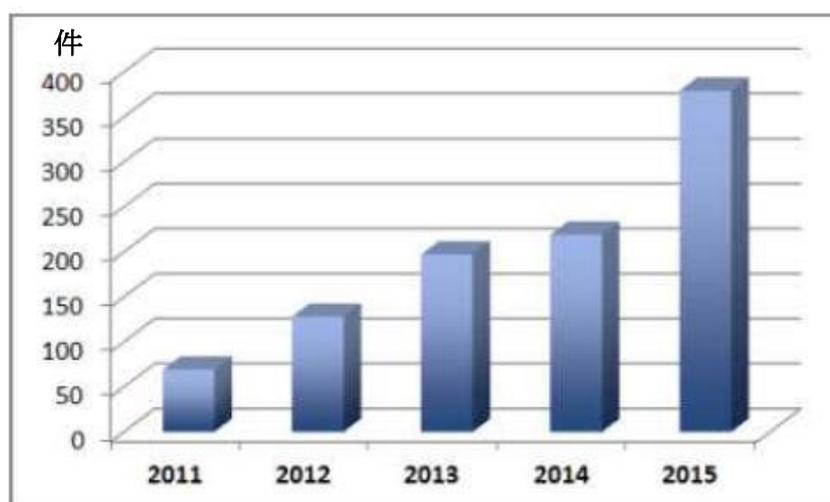
パク・セジョン記者 sjpark@dt.co.kr

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 バッテリー関連デザイン出願が大幅増加

韓国特許庁(2016. 5. 16)

特許庁の調査によると、最近、バッテリーに関するデザイン出願が大幅に増加している。2011年から2015年まで出願されたバッテリー関連デザインは、計992件であり、詳細を見ると、2011年69件に過ぎなかったバッテリー関連デザイン出願は、2012年に入り、128件と前年比2倍近く急増し、2014年には219件、2015年には再び379件と大幅な増加傾向を示している。また、携帯用バッテリーのデザイン出願の割合はバッテリー全体のデザイン出願の46.5%と、半分近くを占めていると分析された。



<バッテリー分野のデザイン出願現況>

出願増加の主な原因としては、国内スマートフォン利用者数が2011年以後、毎年1千万人以上爆発的に増加してきたことに加え、移動中に音声通話の他にゲームやSNS、

動画の鑑賞等、スマートフォンの多様な機能のうち、相対的に電力消費が大きい機能を利用する人が増え、補助バッテリーの必要性が大きく増加したためとみられる。

また、携帯用バッテリーの場合、従来の単純な「レンガ型」のデザインから脱却し、消費者の関心を集めるためのクリエイティブなデザインが次々と出願されていることが調査から分かった。スマートフォン保護ケースの機能とバッテリーの機能を兼ね備えたデザインはもちろん、最新型スマートフォンの形状に似ている「エッジ」デザインと女性を狙った「リップスティックケース形状」のデザイン等、多様なものがあるという。

携帯用バッテリーだけでなく、産業用部品として使われるバッテリーの場合もデザインの変化が見られているが、最近市場でスマートウォッチが脚光を浴び始め、小さくて丸い時計ケースの中に装着されやすく、空間効率を極大化できるように考案された薄くて丸い形のバッテリーセルデザインが出願されている。

特許庁のチェ・ギュワン商標・デザイン審査局長は「もうバッテリー市場でも技術的優秀性だけではライバル社に対する優位を占めることができなくなった。競争が激しい市場であるほど、デザインこそ自社製品を差別化させる中核力量であり、このような業界の共通した認識がデザイン出願の増加につながったと思う」と話した。

4-2 中東諸国による韓国内商標出願が急増

韓国特許庁(2016. 5. 18)

最近中東諸国の経済状況の悪化にもかかわらず、中東の企業による韓国に対する商標出願は大きく増加していることが分かった。

特許庁によると、2013年96件に過ぎなかった中東地域の韓国の10大輸出国*の商標出願は2014年162件、2015年173件とこの3年間2倍近く増加した。

* サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イラン、エジプト、クウェート、イラク、アルジェリア、ヨルダン、イスラエル、オマーン <2015年韓国貿易協会>

このように商標出願が増加する背景には、最近サウジアラビア、イラン、イラク等中東諸国が原油価格の下落で財政状況が急激に厳しくなっているにもかかわらず、産業多角化政策や自国内製造業・ブランド育成政策、知的財産基盤の高付加価値産業へと政策

の転換を推進していることがある。

また、中東市場において韓国のドラマや音楽、ファッション、料理等の文化コンテンツの人気の高まり、こうした韓流ブームの影響で韓国市場に対する商標出願が急増しているものと分析される。

特に、特許庁が2014年2月から特許審査官をアラブ首長国連邦(UAE)に派遣し、特許審査代行及びコンサルティングサービスを提供してきていることや、先月は初めて海外(UAE)に特許情報システムを輸出して知的財産行政韓流(K-IPMOVE)の拡大を主導してきたことも要因として挙げられる。

国別に見ると、▲イスラエルが計298件を出願して全体の半分以上(63%)を占め、その次に▲アラブ首長国連邦が76件(16%) ▲サウジアラビアが45件(10%) ▲イランが40件(9%)となる。

また、中東諸国から韓国に最も多く出願した商品は▲電子、通信機器等が112件で最も多く、▲医療用機器が56件、▲医薬品が53件だった。サービス業では、卸・小売業や運送や旅行業で多く出願されている。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「最近、中東諸国においてエネルギー供給等に集中していた政策から知的財産基盤の産業政策へと転換されている中、中東諸国による韓国内の商標出願は増加し続けると予想されるが、こうしたことを踏まえ韓国企業も海外の知的財産権の攻略のために中東市場に注目する必要がある。今後も特許庁は、中東諸国との知的財産権関連協力・交流を強化し、知財権市場の発達の土台づくりに積極的に取り組む」との意気込みを示した。

4-3 関税庁、並行輸入時に通関標識を付着できる商標を拡大

韓国関税庁(2016. 5. 27)

韓国関税庁は、並行輸入品に通関標識を付着できる商標を従来の810個から912個に、品目は92品目から115品目に拡大したと発表した。

「並行輸入品通関標識」とは、並行輸入された物品が税関の適法な通関手続を経た商品であることが消費者によくわかるように通関標識(QRコード)を付する制度で、2012

年 8 月から施行されている。

* 通関方式交付推移：2013 年 405,602 件、2014 年 1,707,591 件、2015 年 1,372,251 件
2016 年 4 月 503,699 件

** 品目別交付現況：衣類(33%)、靴(29%)、カバン(16%)、財布(7%)、ベルト(5%)

新たに通関標識を付着できる化粧品の商標は、NIVEA、PHYSIOGEL、CHAP STIC、LA MER 等であり、時計は BREITLING、RADO 等、工具は BOSCH 等である。

品目では、家具、乾電池、釣り用品等、23 品目が追加された。

通関標識の付着が可能な商標リストは、関税庁のホームページや並行輸入委員会 (TIPA-PIS) のホームページにて確認できる。

関税庁は、今後も引き続き通関標識付着を希望する商標の申請を受け、並行輸入が可能と確認されれば、通関標識付着可能商標として公告する予定だ。

一方、今年 3 月には、通関標識が付されている並行輸入品のみを販売する知的財産保護ショッピングモール (「アラムモール」 www.alramm.com) がオープンした。このアラムモールで販売された商品が模倣品と判定される場合には、消費者補償やアフターサービス等を申請することが可能だ。

関税庁は、「別途情報がない並行輸入市場において、通関事実を確認できる通関標識は、並行輸入品を安心して購入できる重要な情報となる。並行輸入品を購入する際には、忘れないで通関標識を確認してほしい」と述べた。

その他一般

5-1 自動車分野の出願動向

韓国特許庁(2016.5.23.)

自動車分野で最近話題となっている走行制御及び電気自動車関連出願は急増しているのに対し、伝統的な機械装置や部品に関する出願は減少している。

特許庁が先進特許分類(CPC)を基準に過去10年間(2006～2015年)の特許出願を分析した結果、自動車分野の出願は2006年11,326件から2015年12,117件と7.0%増加したことが分かった。

主要技術分類別の出願増加率を見ると、自律走行と関連する走行制御技術は、2006年178件から2015年907件へと約410%増加し、電気自動車技術は252件から647件と157%も急増しており、次世代自動車技術に関する出願が爆発的に増加したことが確認された。

その反面、懸架装置技術は393件から262件と33%減少し、操向装置技術は1,247件から1,066件と15%減少した他、車両部品技術は1,584件から1,337件と16%減少する等、伝統的な機械要素技術は大幅に減少する傾向を示した。

自動車の核心技術であるエンジン関連技術においても、エンジン制御とエンジン排気技術はそれぞれ43%と55%増加した。これに対し、エンジン潤滑とエンジン始動、エンジン冷却技術はそれぞれ51%、33%、18%減少し、エンジン関連技術の中でもエンジン制御を通じた燃費向上及び排気ガス清浄に関わる技術に明らかな出願の増加が見られた。

自動車分野の全体の出願のうち、韓国人は86,182件(81.9%)、外国人は18,989件(18.1%)を占めており、国別では、欧州(8.3%)、日本(6.0%)、米国(3.0%)、中国(0.2%)の順だった。

欧州は2006年714件から2015年1,077件と51%増加し、米国は243件から467件と92%急増したのに対し、日本は662件から755件と14%増に止まった。これは、国内市場における欧州、米国輸入車の需要増加や部品の供給拡大等、市場の変化に対応するための外国企業の出願戦略の結果と見られる。

出願人別では、現代起亜自動車が23,355件(22.2%)で最も多く、現代モビス(4,788件、4.6%)、ハンオンシステム(2,761件、2.6%)、ハンラホールディングス(2,622件、2.5%)、株式会社マンド(1,284件、1.2%)の順となり、完成車メーカーである現代起亜自動車が全体の出願を主導する中、部品メーカーがその後が続いている。

特許庁のユ・ジュン自動車融合審査課長は「自動車分野は情報通信技術(ICT)が融合され、従来の機械技術を越えて境界が拡大しつつあり、その中心に自律走行、エコ技術や燃費向上技術があるため、これに関する研究開発及び特許出願は持続的に増加するだ

ろう」と話した。

5-2 世界は今、営業秘密流出と戦争中

韓国特許庁(2016.5.24.)

今年1月に日本は営業秘密法令を改正して施行し、4月には欧州連合(EU)が営業秘密指針を策定、5月11日には米国が営業秘密保護に関する新しい連邦法を改正する等、営業秘密保護制度の強化に向けて先進諸国が迅速に動いている。

「Defend Trade Secrets Act (営業秘密保護法)」と名付けた米国の新連邦法は、個別の州ごとに相違であった営業秘密保護の規定を連邦レベルに統一させ、侵害が発生した場合、特許や商標のように連邦裁判所で直ちに提訴できるようにした点が最も大きな特徴である。

* 連邦管轄選択時に全国に渡る訴状の申請、出国禁止命令の申請、外国の被疑者召喚等が可能となり、州裁判所より包括的で強力な対応が可能

また、この法によると、不法で得た営業秘密は、国内だけではなく外国において使用しても処罰を受けることになり、被害者側の一方の申請だけでも侵害物の押収が可能となった。

日本も営業秘密を海外に流出させる行為について、国内流出よりも強力に処罰できるよう変更し、違反行為に対する罰金も最高個人3千万円、企業10億円と大幅上向きに調整した。

また、営業秘密を国外において不正にアクセス・取得し、又は営業秘密の奪取・流出が未遂に止まった場合でも処罰できるようにする等、処罰の対象行為を拡大した。

一方、欧州連合(EU)も去る4月14日に営業秘密の定義、不法行為の範囲、救済手段等を規定した営業秘密指針(Trade Secrets Directive)を欧州議会において通過させ、欧州単一の強化された営業秘密保護基盤を構築した。

世界的な流れに合わせ、韓国政府も韓国企業の営業秘密を厳重に保護するための制度改善に取り組んでいる。営業秘密侵害行為の類型が多様化することにより、これに対する処罰規定の不備な点を補完し、刑事処罰の実効性を高める予定である。

また、営業秘密侵害時に侵害者に対する証拠提出の義務と悪意的な侵害行為に対する賠償責任を強化する等、民事的な救済手段も共に整備する計画である。

韓国特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は、「企業間競争の深化や情報通信技術の発達、国家間の活発な人材移動により、産業技術の奪取防止に向けた営業秘密保護の重要性が高まっている。企業レベルで営業秘密保護支援事業を積極的に活用すれば、技術流出の予防に大きく役立つと思う」と述べた。

* 韓国特許情報院営業秘密保護センター (www.tradesecret.or.kr, 1666-0521)

参考

米国・日本・EUの営業秘密保護法案の主な内容

- 米国における連邦営業秘密保護法 (Defend Trade Secrets Act) の新設
 - * 上院 (2016. 4. 4) 及び下院 (2016. 4. 27) を通過、オバマ大統領署名 (2016. 5. 11)
 - 既存は、州法によって州裁判所に提訴のみ可能だったが、連邦法の追加により連邦裁判所に直接提訴が可能となった。
 - * 連邦政府レベルで保護する特許、商標等の他の知財権とは異なり、営業秘密に対する保護は、個別州において規定した法律により行われてきた。
 - 営業秘密保有者側一方の (ex parte) 申請による侵害物押収命令 (civil seizure) を許容する等、民事的な救済手段が拡大された。
 - * 一方的な押収命令：裁判所が一方の当事者の主張のみを審理し、押収命令を發付する強制執行制度
 - 故意的かつ悪意的な侵害である場合、損害額の 2 倍まで賠償責任

- 日本における不正競争防止法の営業秘密保護関連規定の改正
 - * 2015. 7. 3. 公布、2016. 1. 1 施行
 - 営業秘密侵害罪の罰金型の限度の引上げ及び海外流出加重処罰

備考	改正前	改正後	
		国内流出	海外流出
個人	1000万円	2000万円	3000万円
企業	3億円	5億円	10億円

- 不正取得の試み(attempt)、国外において起こった不正取得、不正取得した営業秘密を使用した製品の流通等、処罰対象行為を拡大
- 最初及び2次不正取得のみ処罰していたものを3次以後の取得者も処罰
- 営業秘密侵害を通じて得た不正収益を任意的に没収する規定を新設し、営業秘密侵害に対する経済的抑止力を強化
- * 既存においても刑法により没収徴収が可能であったが、没収の対象が物件に限定されている等、手続きの活用度が低かった。

□ 欧州における営業秘密指針(Trade Secrets Directive)の採択

- * 2016. 4. 14. ヨーロッパ議会(European Parliament) を通過
- 28 の EU 加盟国間において、営業秘密の対象、保護方法及び保護レベル等が相違であったため、効果的な保護が難しかった問題点を認識し、加盟国が守らなければならない最小限の共通規定を構築
- 「営業秘密及び営業秘密侵害行為」に対する定義規定を導入し、保護対象を明確化にした。
- EU 加盟国の司法当局は、営業秘密所持者の要請がある場合、侵害疑惑行為に対し営業秘密を通じて生産された物品の流通・販売禁止等の予防及び暫定処置を施行
- 賠償請求規定を申請し、営業秘密不法取得・使用・流出の結果として発生した実際の経済的影響に対し適切な (appropriate) 損害賠償を義務化
- * 悪意的でない(without intent) 取得、使用、流出については法的責任の限度指定が可能

5-3 スマートフォンスタンドに関する出願動向

韓国特許庁(2016. 5. 26.)

スマートフォンの普及に伴い、スマートフォンスタンドに係る多くのアイデアが特許

出願されている。

韓国特許庁がスマートフォンスタンドに関する特許出願の傾向を分析した結果、かつてはスマートフォンを支える本来の機能を向上させる技術が主に出願されたが、最近ではこのような固有の機能以外に画面の拡大やスピーカー兼用、無線充電等のような付加機能を含む「機能性スタンド」に関する出願が増えていることが分かった。

ここ5年間の全体のスマートフォンスタンド特許出願に占める機能性スタンドの特許出願割合を見ると、2011年46%、2012年45%、2013年50%、2014年48%、2015年49%で、機能性スタンドの特許出願の割合が毎年45%以上であることが確認される。

2011年以降特許出願された機能性スタンドを見ると、移動機能を向上させたものが68件出願され、同期間の機能性スタンド出願全体の23%を占めている。これは、スタンドを首や肩等体に着用できるようにしてユーザーが移動しながら好きな位置や角度でスマートフォンを使用できるようにしたものである。

その次に多く出願されたのは、入出力補助機能を備えたスタンドで51件出願された。これは、同期間の機能性スタンド出願全体の17%に当たり、スタンドに画面拡大用レンズを装着して小さな画面を大きく、鮮明な画面にすることができるだけでなく、拡声部を組み込み別途の電源がなくてもスマートフォンから出る音を増幅させる機能等を与えたものだ。

その他に、無線充電を含む充電兼用スタンドが49件出願された他、スタンドにユーザーの顔追跡アルゴリズムを内蔵して、テレビ電話がかかってくるとスマートフォンの画面をユーザー側へと自動に向かわせる機能、スタンドにフィール駆動部を装着してSMSまたは電話が受信されるとユーザーの位置を把握してスマートフォンをユーザーの所まで自動的に移動させる機能、盗難防止機能、迷惑電話認識機能等、ユニークな機能が組み込まれたスタンドも少数出願された。

一方、機能性スタンドの出願人の類型を見ると、個人出願が72%で、25%の企業出願よりはるかに大きな割合を占めており、この分野の特許出願が個人発明家を中心に行われていることを示している。

特許庁のソン・ヨンウク応用素材審査課長は「生活の中の小さな関心が発明につな

がるため、スマートフォンが普及している今、スマートフォンスタンドは個人発明家の斬新なアイデアが力を発揮できる分野になると思う」と話した。

5-4 リチウム二次電池の正極活物質に関する研究開発が活発

韓国特許庁(2016.5.30.)

携帯電話やタブレット等の小型 IT 機器分野と自動車分野において共通して注目される技術がある。最近、グローバル自動車メーカーテスラが 2018 年まで年間 50 万台の電気自動車を生産するという計画を発表し、高容量/高エネルギー密度の二次電池の開発に多くの関心が集まっている。

リチウム二次電池は、正極と負極の間でのリチウムイオンの移動により充電と放電が数百回以上繰り返し可能で、従来の鉛蓄電池やニッケル電池より優秀な作動電圧及びエネルギー容量を実現できるため、今後も市場規模はさらに急成長すると予測されている。これを構成する中核部品素材は、正極活物質及び負極活物質、分離膜、電解液に分けられるが、4 代の素材のうち、原価の割合が最も高いものが正極活物質及び(36%)*であり、実際の二次電池の最終性能にも大きな影響を与えるため、関連技術の開発が非常に重要となる。

- * 正極活物質又は素材(cathode material):リチウム二次電池において正極電極に使用される活物質を意味し、コバルト、ニッケル、マンガン等の複合酸化物にリチウムイオンが保存された物質で構成されている。

特許庁によると、リチウム二次電池の正極活物質の製造(合成)に関する特許出願件数は 1997 年以降計 216 件あり、2008 年以降から徐々に増加し 2014 年には 45 件だったという。

正極活物質を金属塩の構成成分(決定構造)によって見てみると、層状構造の LCO 系 5.1%(11 件)、NCM 系 30.1%(65 件)、NCA 系 5.1%(11 件)であり、スピネル構造の LMO 系 16.2%(35 件)、オルリビン構造の LFP 系 27.8%(60 件)、その他リチウム系 15.7%(34 件)に区分することができる。

- * LCO(二酸化コバルトリチウム)、NCM(ニッケルコバルトマンガン酸化物)、NCA(ニ

ッケルコバルトアルミニウムの酸化物)、LMO(リチウムマンガン酸化物)、LFP(リチウムリン酸鉄)

LCO系は、商業化初期から広範囲に使われてきたが、主な合成材料であるコバルト(Co)が高価で埋蔵量が限られているため、新規開発が進まず出願件数が少なく、相対的に価格と安全性に優れている NCM系は、電気自動車市場の拡大とともにその代替材料として開発され、出願が増加している。また、LFP系は、オルリビン構造の化学的特性のために過熱/過充電の状況でも安全性が高く、寿命の特性も優秀であることから2010年以降からは最も注目されている素材だ。

国別では、韓国(133件、61.6%)と日本(79件、36.6%)が主流となっており、企業別でも①LG化学(59件、27.3%)、②サムスンSDI等のサムスン系列会社(28件、13%)、③住友(日、17件、7.9%)、④三井(日、11件、5.1%)の順となっている。従来の素材の国産化により、2010年以降からは全体の出願件数においても日本を追い抜いた。日本は、いまだにNCM系に重点を置いている反面、韓国は、高容量化、低価格化及び大型化を満足させる最適の素材であるLFP系とNCM系いずれにも関心を持って出願しており、素材企業(正極活物質製造)と需要企業(電池メーカー)も共に開発している等、独自技術の確保や共同協力を通じて、市場変化に備えているものと把握される。

特許庁の関係者は「従来のモバイルIT中心の市場から電気自動車/エネルギー貯蔵装置用二次電池等、中大型中心に市場が拡大しており、新しく優秀な特性を持つ正極素材の源泉特許の確保が必要とある。特に、さらに安くて長続きし、安全なリチウム二次電池を開発するためには、4代の素材のうち正極活物質が最も核心であるため、今後需要と供給企業間の協力を緊密に維持しつつ、日本企業と競争できる基礎素材技術を持続的に確保する必要がある」と話した。

5-5 電気レンジに関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016.5.30.)

最近、有害ガス(一酸化炭素、ラドンガス等)を排出して肺がんやアトピー、認知症等を引き起こしたり、ややもすればガス漏れで安全事故につながりかねないガスレンジより、有害ガスの排出がなく、調理時に安全で掃除が容易な調理装置である電気レンジの

出願が増加している。

特許庁によると、ここ6年(2010～2015年)間の調理装置の特許出願は、全体的に毎年減少しているが、電気レンジは2010～2012年73件から2013～2015年127件と74%上昇した。特に、制御・安全に関する特許出願が2010～2012年24件から2013～2015年62件で250%以上大幅に増加した。

電気レンジの出願増加は、「火を使わないため有害ガスが発生せず、ガスレンジに比べ安全で便利」と消費者の認識が変化し、電気レンジの販売が増加したことによるものとみられる。

電気レンジの種類は、大きく3つ(ハイライト、インダクション、ハイブリッド)に分けられ、加熱方式によって直接加熱方式と誘導加熱方式に分けられる。

ハイライト電気レンジは直接加熱方式で、熱を発生させる発熱体天板の上に置かれた容器を加熱する仕組みだ。最初の発熱はインダクション方式に比べて遅いものの、専用容器が必要なく電源を消しても天板に残った余熱により調理が可能だ。だが、やけどへの危険もある。

インダクション電気レンジは誘導加熱方式で、強磁性素材(ステンレススチール、ホーロー等)の専用容器自体をコイル電磁場の渦電流により短時間で加熱する仕組みで、やけどの危険はないが、専用容器が必要だという短所がある。

最近では、ハイライトとインダクションの短所を補完できるハイブリッド電気レンジが発売されている。熱効率が高く、栄養素の破壊が低い調理にはインダクションを使用し、調理容器の素材に制約を受けない料理にはハイライトを使用して利便性だけでなく、ユーザーの健康やデザインまで改善できる装置が開発され使用されている。

このような電気レンジは、モノのインターネット(IoT:Internet of Things)技術を組み入れ、音声やスマートフォンアプリで調理装置を制御する機能も実現している。例えば、調理装置がスマートフォンと相互つながっており、家の中でも外でもどの場所からも調理過程を確認及び制御できるだけでなく、希望のメニューを選択すると料理レシピによる時間及び火力の調節等をユーザーが自ら設定し、これを保存及び登録することができるため、お年寄りや身体が不自由な人でも容易に調理することができる。また、空

気中の汚染物質に関する情報をユーザーのスマートフォンを通じて提供する機能も備える。

一方、安全に関連しては、電気レンジの加熱を停止させた後、一定時間余熱が存在する場合、LED 発光によりユーザーの接近を防止する技術や、調理する人の不在又は不注意で調理容器が過熱した場合、電気レンジについているリードスイッチを短絡させそれ以上誘導電流が発生しないようにする技術、電気レンジ使用中に天板のセラミックガラスが割れた場合、発熱体の全体の電源を遮断することで安全事故を防止する技術等が開発されている。

特許庁の関係者は「単身世帯の増加により安全で遠隔制御が可能な知能型調理装置に対する関心が高まっており、国内の電気レンジ市場の拡大に伴い、多くの特許技術を保有している海外家電メーカーとの競争が避けられないものと予想されるので、技術開発の初期から詳しい特許分析を通じて外国の特許技術を回避し、競争力のある強い特許創出に向けた特許確保戦略を立てることが重要となる」と話した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム